旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年２月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①吉野交通有限会社（サンフラワー・ツーリストプラザ）　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－569号　④吉野交通有限会社　茨城県筑西市一本松1553－１ベルメゾン50－１　代表取締役　吉野信夫　⑤本社営業所　茨城県筑西市一本松1553－１ベルメゾン50－１　⑥平成18年11月16日　⑧平成21年12月９日　⑩300万円　⑪茨城県知事　⑫茨城県筑西市一本松1553－１ベルメゾン50－１　吉野交通有限会社　代表取締役　吉野信夫

Ｂ　①株式会社山豊　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3397号　④株式会社山豊　東京都港区芝二丁目５番15号　代表取締役　山田正俊　⑤山豊リザーブセンター　東京都港区芝２丁目５番15号ライオンズプラザ芝公園505号　⑥平成７年１月18日　⑧平成23年１月24日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝二丁目５番15号　株式会社山豊　代表取締役　山田正俊

Ｂ　①株式会社エフサンツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3202号　④株式会社エフサンツーリスト　東京都中央区八重洲二丁目７番７号　代表取締役　長谷川晃一　⑤本社営業所　東京都中央区八重洲２－７－７八重洲旭ビル２階　⑥平成４年６月22日　⑧平成23年１月31日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区八重洲二丁目７番７号　株式会社エフサンツーリスト　代表取締役　長谷川晃一

Ｃ　①株式会社ツアーネットワーク　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－580号　④株式会社ツアーネットワーク　静岡県沼津市志下481－８　代表取締役　笹原英之　⑤本社営業所　静岡県沼津市志下481－８　⑥平成22年12月６日　⑨平成23年２月９日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県沼津市志下481－８　株式会社ツアーネットワーク　代表取締役　笹原英之

Ｂ　①有限会社タケル・プランニング　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－480号　④有限会社タケル・プランニング　京都市伏見区深草泓ノ壷町17番地４藤和ライブタウン伏見620号　代表取締役　大西康夫　⑤本社営業所　京都市伏見区深草泓ノ壷町17番地４藤和ライブタウン伏見620号　⑥平成13年１月25日　⑧平成18年５月31日　⑩190万円　⑪京都府知事　⑫京都市西京区山田庄田町３番地の53　加藤佳子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成23年２月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エイチ・アイ・エス沖縄　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－161号　④株式会社エイチ・アイ・エス（合併前、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄）　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号　代表取締役　平林朗　⑤本社営業所　那覇市久米二丁目３番15号　⑥平成８年11月15日　⑦平成22年12月27日　⑧320万円　⑨1600万円

Ａ　①有限会社北陸ツアーズ　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３－219号　④有限会社北陸ツアーズ　中新川郡上市町舘606番地　破産管財人　島谷武志　⑤本社営業所　中新川郡上市町舘606番地　⑥平成11年３月１日　⑦平成23年１月24日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①風土観光株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第389号　④風土観光株式会社　東京都荒川区南千住五丁目21番１号　代表取締役　飯田善彦　⑤本社営業所　東京都荒川区南千住五丁目21番１号　⑥昭和51年11月24日　⑦平成22年11月２日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社旅人倶楽部　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1657号　④株式会社旅人倶楽部　大阪府大東市諸福五丁目13番12号　代表取締役　新野茂　⑤本社営業所　大阪府大東市諸福五丁目13番12号　⑥平成14年11月28日　⑦平成23年２月２日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿